

令和7年3月18日
消 防 庁

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の改定

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成7年に創設され、これまでに東日本大震災や令和6年能登半島地震など計46回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行ってきました。令和6年4月1日現在、全国の消防機関から約6,661隊の登録がされています。

緊急消防援助隊の編成等については、消防組織法に基づき、総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（基本計画）（平成16年2月6日策定）において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定めており、概ね5年ごとに改定してきました。

今回、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など甚大な被害が想定される大規模災害に的確に対応できるよう、基本計画を令和10年度までの計画として改定し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとします。

【改定の概要】

- 1 登録目標隊数の増強
南海トラフ地震等の国家的非常災害に迅速かつ的確に対応できるよう、令和10年度までの登録目標隊数を7,200隊程度まで増強
- 2 機能強化に向けた部隊の創設
 - (1) 情報統括支援隊
DXの推進による情報収集・整理・共有を強化するため、新規隊を整備
 - (2) 安全管理部隊
隊員の健康面・二次災害防止に係る安全管理を強化するため、新規隊を整備
 - (3) 救急特別編成部隊
複数都道府県大隊の救急中隊を一体的に運用することができるよう、新規隊を整備
- 3 令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化
道路事情が悪い場合の迅速な進出に向け、小型車両を含む部隊編成や関係機関との連携強化 など



【連絡先】消防庁広域応援室

担当：鈴木理事官、古屋係長、谷藤事務官、上田事務官
TEL：03-5253-7569（直通）

E-mail：kouiki_keikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

緊急消防援助隊基本計画の改定（概要）

- 緊急消防援助隊基本計画^(※)は、**消防組織法に基づき総務大臣が策定する計画**。緊急消防援助隊の編成（隊の構成単位、任務、装備等の基準など）、登録目標隊数、施設整備計画などが定められている。

※ 正式名称：緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

- おおむね **5年ごとに改定**しており、**今年度中に次期基本計画（第5期：R6～R10年度）に改定**

今回の基本計画改定の考え方

- 能登半島地震をはじめとした近年の実災害での教訓等を踏まえ、**南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**など甚大な被害が想定される**大規模災害に的確に対応**できるよう、引き続き、**緊急消防援助隊の機能強化**を図っていく。
- 今回の改定では、
 - ① **登録目標隊数の増強**
 - ② **機能強化に向けた部隊の創設**
 - ③ **能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化**を主な内容として計画を見直し

① 登録目標隊数の増強

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模災害に的確に対応できるよう、救助活動に従事する部隊を増強するとともに、安全管理やDXを推進するため、登録隊数を増隊する。

登録目標隊数：6,600 隊 → 7,200 隊

(第4期計画(H31-R5)の目標) (+600隊、第4期計画期間と同規模の増隊)

※ R6.4 現在、6,661隊登録済み

<増隊の主な内容>

- **消火隊・救助隊・救急隊 + 410 隊**
発災時に主に救助活動に従事する部隊を増隊
- **指揮支援部隊 + 10 隊**
広範囲の市町村で被災した場合に備え、被災地で指揮支援を行う部隊を増隊
- **情報統括支援隊 + 10 隊**
DXによる情報収集・整理・共有を強化するため、新規隊を整備
- **後方支援隊 + 100 隊**
救助隊等の増隊に伴い、宿営環境の整備や資機材補充等を通じて救助隊等を支援する部隊も増隊
- **安全管理部隊 + 50 隊**
緊急消防援助隊における安全管理体制を強化するため、新規隊を整備
- **航空小隊 + 5 隊**
被災地への迅速な職員派遣や被害状況の早期把握のための部隊を増隊

② 機能強化に向けた部隊の創設

情報統括支援隊（10隊程度）

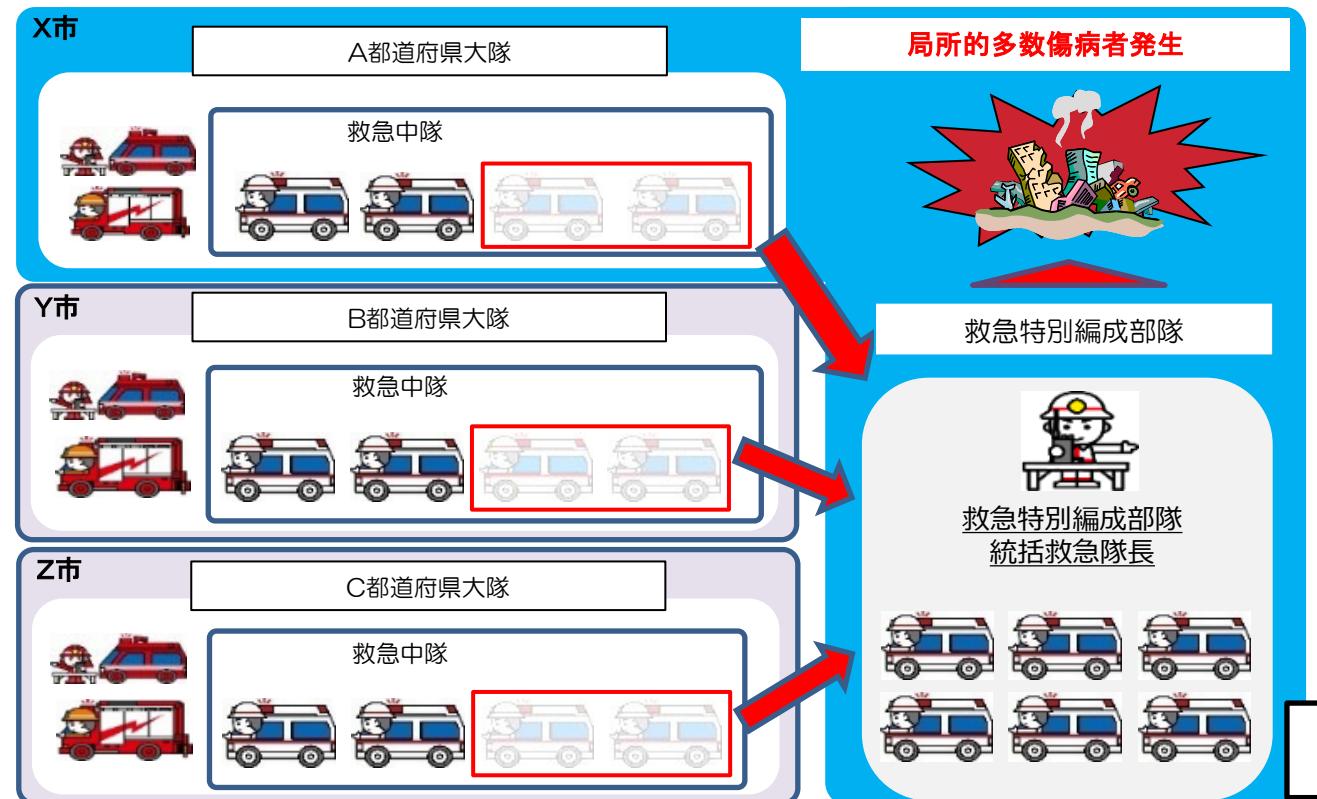
膨大な災害情報の収集・整理・共有を専門に行う部隊として創設。**緊急消防援助隊の指揮に関わる部隊を情報整理面から補佐し、迅速かつ的確な意思決定や活動につなげていく。**【左下図参照】

安全管理部隊（50隊程度）

二次災害の防止のため、**活動現場の監視（土砂の状況変化等）や活動中止基準等の作成、隊員の健康面のケアを専任で行う**部隊。緊急消防援助隊における安全管理体制を強化していく。

救急特別編成部隊（50隊程度、既存隊を活用）

多数の傷病者が発生する事故や大人数の転院搬送など、**一時的に多数の救急車が必要となる場合に、救急隊のみで構成する部隊を創設**できるようにするもの。能登半島地震や熊本地震で救急の集中運用ニーズが生じたことを踏まえて創設。【右下図参照】



③ 能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化

能登半島地震の教訓の反映

- **道路事情が悪かった能登半島地震では、空路・海路から進出したり小型車両で陸路から進出したりしたことを踏まえ、以下の部隊編成や日頃の備えを行うよう、基本計画に明記**
 - ・ **災害の態様に応じ、小型車両を含めた部隊編成を行うこと**
 - ・ **空路等での進出に備え、平時から自衛隊等との連携に努めること**

その他の実災害等の教訓の反映

- その他の実災害や訓練での教訓等を踏まえ、以下の運用改善を実施
 - ・ **大型で猛烈な台風等の際の出動準備都道府県の柔軟な対応**
 - ・ **都道府県大隊の分割(※)**

※ すでに出動している都道府県大隊を一時的に分割して複数の市町村に派遣し、複数個所での災害に柔軟に対応させる運用

※ 毎年の全国6ブロックごとの訓練に加え、**全国規模の訓練を令和8年度に開催し、運用の定着を促す。**